

## 彦根市一般廃棄物処理基本計画について

現在の彦根市一般廃棄物処理基本計画（以下、計画とする）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条（※）に基づき、当時の彦根市廃棄物減量等推進審議会の答申も踏まえ平成25年（2013年）3月に策定しました。

現在の計画は策定から5年が経過しており、計画に記載されている見直し期間の5年を迎えたことや（計画2ページ記載）、計画に定められた目標の達成状況、社会経済状況や廃棄物行政の動向も踏まえて、本年度計画の中間見直しを行うこととしました。

※廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法とする）

第6条 市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項。

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。



## 【資料 1】

### (2) 計画の期間 (2 ページ)

平成 25 年度 (2013 年度) から平成 34 年度 (2022 年度) までの 10 年間。

平成 29 年度 (2017 年度) を中間目標年とし、計画の見直しの年となっています。

### (3) 計画策定の趣旨 (1 ページ)

「生活環境の保全」および「公衆衛生の向上」を図るため、市内で発生する一般廃棄物の適正な処分・処理を実施するとともに、前期計画までのごみ減量・資源化施策を維持し、さらなるごみの減量・資源化の取組を総合的に展開し、資源が循環する持続可能な社会の構築を目的として、計画を策定しています。

### (4) 第 3 期計画策定時 (2013 年度時点) の課題 (6~9 ページ)

- ・ 1 人 1 日あたりの排出量が全国平均や滋賀県平均を大きく上回っており、ごみの排出量が多い。事業系一般廃棄物の排出量が多いと考えている。
- ・ 資源化率 (リサイクル率) についても、全国平均や滋賀県平均を下回っている。
- ・ 収集効率の改善や収集経費削減を図るため、集積所の統合を検討する必要がある。
- ・ 琵琶湖への漂着ごみの処理や不法投棄対策。
- ・ 粗大ごみの無料枠による、越境ごみに対する懸念。防止対策としての確認方法や、料金体制の見直し。
- ・ 湖東圏域での廃棄物の広域処理に向けた、湖東圏域での分別区分の検討やごみ減量・資源化の取組に向けた検討。
- ・ ごみ減量・資源化などに関する情報発信が不十分。情報内容のより一層の充実とともに、誰もが容易に情報を入手できるよう、情報の提供方法を検討する必要がある。
- ・ 環境教育・学習プログラムを推進し、一層の充実が必要である。
- ・ 資源物のごみとして排出されている量が多い品目に着目した効率的なリサイクルを検討する必要がある。
- ・ 超高齢化社会を見据えた、ごみ処理対策を検討する必要がある。

上記以外にも、ごみの分別収集区分ごとに課題や懸案事項を洗い出して示しています。(計画 8 ページ参照)

### (5) 計画の基本理念 (10 ページ)

「もったいない」を实践するまち ひこね

### (6) 計画の基本方針 (10~11 ページ)

基本方針 1 「発生抑制・再使用」に重点を置いた施策の総合的展開

基本方針 2 再生利用の促進

基本方針 3 分かりやすい情報発信の推進

基本方針 4 市民・市民団体・事業者・市のコミュニケーションによる協働の推進

## (7) 減量・資源化の目標 (12～17 ページ)

目標 A ごみ等排出量を減らす

- ▶ 目標数値：ごみ等排出量（集団回収を含む）を 37,000 t にする。  
1 人 1 日あたりのごみ等排出量を 900 グラム／人・日以下にする。

目標 B 再生利用率を上げる

- ▶ 目標数値：再生利用率（集団回収量を含めたリサイクル率）を 20% にする。

目標 C 最終処分量を減らす

- ▶ 目標数値：最終処分量を 5,200 t にする。

目標 D 焼却量を減らす

- ▶ 目標数値：焼却量を 28,100 t にする。

## (8) 減量・資源化の目標実現に向けた施策 (18～21 ページ)

### 1) ごみ等排出量を減らすための取組

#### ① 2R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用）を推進する！

- ▶ 発生抑制（リデュース）の推進
  - ・ 市民一人ひとりのごみ減量化への行動を促す仕組みづくり
  - ・ 買いすぎない・作り過ぎない・食べ残さないライフスタイルの推進
  - ・ マイバッグ・マイボトル・マイ箸・マイカップ持参の推進
  - ・ 過剰包装に対する市民・市民団体・事業者の連携によるエコ包装の推進
  - ・ 地域への出前講座の拡充
- ▶ 再使用（リユース）の推進
  - ・ エコマーケットなどのリユース情報の提供
  - ・ リユース食器の普及促進
  - ・ リターナブル瓶の普及促進

#### ② 事業系ごみの適正な排出を推進する！

- ・ 紙類の混入防止の啓発・指導徹底
- ・ 汚れた容器包装プラスチックの混入防止の啓発指導徹底
- ・ 事業系食品リサイクルの促進

- ③事業者との連携を深める！
  - ・スーパー等店舗での古紙・衣類回収の促進
  - ・デポジット制度やレジ袋有料化の検討協議
  
- ④越境ごみ対策の強化！
  - ・搬入時の確認強化
  - ・料金体系の見直し
  
- 2) 再生利用率を上げるための取組
  - ①新たな回収区分の拡大による再生利用の促進！
    - ・各種リサイクルの推進
    - ・新しい資源化技術の取り入れ検討
    - ・小型家電リサイクルの検討
    - ・雑がみ（主に禁忌品）や硬質プラスチック等の RPF 化の検討
  
- 3) 最終処分量を減らすための取組
  - ①硬質プラスチックや陶器類の選別により、最終処分量を減らす！
    - ・埋立ごみの選別の検討
  
- 4) 焼却量を減らすための取組
  - ①「雑がみ」、「衣類」の資源化を推進する！
    - ・資源化する雑がみ・衣類の周知方法や排出方法の検討
  - ②「生ごみ」の減量・資源化を推進する！
    - ・生ごみ減量・資源化の取り組み方や事例の情報提供
    - ・簡易生ごみ処理の普及促進
    - ・市民や事業者と連携した堆肥の利用先確保
  
  - ③「草木・剪定枝・流木など」の資源化を推進する！
    - ・草木、剪定枝、流木などの資源化にかかる調査研究
  
- (9) **ごみ問題全般にかかる施策**
  - 1) 収集運搬及び処理の充実
    - ①収集運搬体制の適正化
    - ②施設の整備・維持管理

## 【資料 1】

- 2) 分かりやすい情報提供を！
  - ①ごみ関連情報の「みえる化」
  - ②環境教育・環境学習、出前講座の充実
  
- 3) 市民サービスの向上と負担の公平化に努める
  - ①分別区分、排出方法、収集体制、料金体制の見直し
  - ②高齢化への対応
  
- 4) 市民意識の向上に努める
  - ①適切な情報提供
  - ②美しいひこね創造活動の推進
  
- 5) 環境負荷の低減に配慮する
  - ①排出ルールの徹底
  - ②不法投棄対策
  - ③ごみ収集車両の低公害車の導入
  - ④小型家電や蛍光管等の拠点回収

### (10) 地域行動計画編 重点行動のテーマと行動目標

テーマ1 循環型社会をめざして ～ごみの発生抑制、再使用を推進しましょう～

#### 行動目標

目標：平成 34 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ等排出量を 900 g 未満にする。

【内訳】 家庭系：578 g 事業系：321 g

目標：平成 34 年度の市民 1 人 1 日あたりの生ごみ排出量を 320 g 未満にする。

【内訳】 家庭系：210 g 事業系：109 g

テーマ2 循環型社会をめざして ～再生利用を推進しましょう～

#### 行動目標

目標：平成 34 年度の古紙の資源回収量を 5,000 t にする。

【内訳】 集団回収：2,750 t 行政回収：1,000 t 店舗回収：1,250 t

## 【資料 1】

テーマ3 地域力の再生を目指して ～環境コミュニケーションの醸成と  
意識改革をすすめましょう～

### 行動目標

目標：平成34年度の出前講座等の延べ参加者数を3,000人にする。